

地域で起業
したいみなさま

創業補助金

創業促進補助金（平成25年度補正予算事業）

地域の活性化や海外需要の獲得を目指す創業（第二創業含む）へのチャレンジを支援します。

○認定支援機関たる金融機関又は金融機関と連携した認定支援機関に、事業計画の実効性等が確認されている必要があります。※認定支援機関については裏面をご参照ください。

店舗借入費や設備費等に対して、最大200万円補助(2/3)します。

○事業費や販路開拓に係る費用のほか、認定支援機関による事業計画の実施に係る経営支援に対する謝金等も補助対象となります。
○詳しくは、裏面のお問い合わせ先までご相談ください。

▼ 以下のような、積極的な起業・創業プランを応援する補助金です ▼

新たなニーズを興す創業

例：家庭用融雪機の製造・販売により
雪国の暮らしを快適にしたい

高齢化の進む雪国で暮らす人々の苦労を軽減できるものを作りたいという思いから、雪かきと雪捨て作業のいらぬ融雪機を開発。会社設立を行い、従来よりも安価、安全、省エネで手間いらずの一般家庭用融雪機の製造・販売を行う。



家業を活かす第二創業

例：先代が守ってきた事業をベースに
新しいビジネスにチャレンジしたい

40年間の書店としての実績と地域住民との信頼をベースに、セレクトした本や地域こだわりの食材販売・料理提供を行うくつろげる居心地よいカフェを主体とするブックカフェを展開。周辺地域の活性化を目指したコミュニケーションの場を提供する。



採択者の声！

西室 真希さん



まずどこに行っても何を聞いてどうすれば良いのかが分からなくて悩みました。事業計画の作成や原価計算など、初めてのことだらけでしたが、認定支援機関により1から10まで細かく説明してもらったおかげで、事業を前に進めることが出来ました。夢を実現したいという気持ちだけで先行することなく、どのようなプロセスを経て、事業を形にしていくか一緒に考えることができました。

（おもちゃカフェdattochi園長 ・ 平成24年度補正予算創業補助金第1回募集採択者）

事業の概要

昨年募集された「創業補助金」と事業内容が異なっていますので、必ず募集要項をご確認下さい。

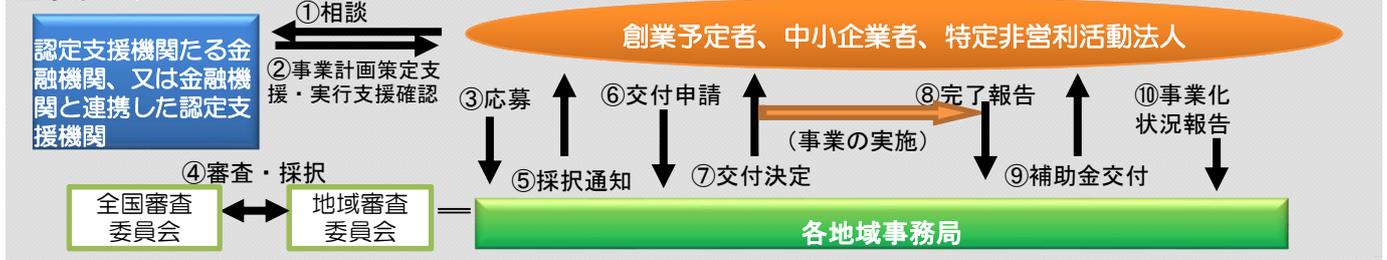
補助事業の概要は以下のとおりです。また、本事業は国が認定する専門家などの助言機関（認定支援機関たる金融機関等）と一緒に取り組んでいただきます。詳細は募集要項をご確認下さい。

■補助対象の種類と事業内容	■対象者	■補助率	■補助上限額
①「創業」 地域の需要や雇用を支える事業や海外市場の獲得を念頭とした事業を、日本国内において興すもの。	①新たに創業する者 (H25.3.23以降に個人開業・会社等設立した方を含む)	2/3	200万円 (下限:100万円)
②「第二創業」 既に事業を営んでいる中小企業者又は特定非営利活動法人(※)において後継者が先代から事業を引き継いだ場合に業態転換や新事業・新分野に進出するもの。 (※)「特定非営利活動法人」とは、中小企業者の振興に資する事業を行う者であって、募集要項に定める要件を満たす必要があります。	②第二創業を行う者 (個人事業主、会社又は特定非営利活動法人であって、H24.9.23～応募日翌日以降6ヶ月以内かつ補助事業期間完了日までの間に事業承継をした(予定)方)		

■募集期間 平成26年2月28日(金)～6月30日(月)17時[当日必着]

※3月24日(月)までに受付した案件については、先行して審査を実施します。

■事業スキーム



申請書受付・お問い合わせ先(各地域事務局)

茨城県:TEL 029-224-5339 (公財)茨城県中小企業振興公社
 栃木県:TEL 028-670-2601 (公財)栃木県産業振興センター
 群馬県:TEL 027-255-6503 (公財)群馬県産業支援機構

埼玉県:TEL 048-858-7551 (公財)埼玉県産業振興公社
 千葉県:TEL 043-299-2651 (公財)千葉県産業振興センター
 東京都:TEL 03-3524-4668 創業補助金(東京)事務局

神奈川県:TEL 045-633-5102 (公財)神奈川県産業振興センター
 新潟県:TEL 025-246-0051 (公財)にいがた産業創造機構
 長野県:TEL 026-269-7367 (公財)長野県中小企業振興センター

山梨県:TEL 055-243-1888 (公財)やまなし産業支援機構
 静岡県:TEL 054-254-4511 (公財)静岡県産業振興財団

～ご注意ください～

昨年募集された「創業補助金」と申請様式等が異なっております。申請にあたっては必ず「創業補助金(創業促進補助金)」の様式をご使用ください。

※募集要項・応募様式は、各地域事務局ホームページからダウンロード可能です。
 ※詳細は、中小機構ホームページをご覧ください。



中小機構 ホームページ <http://www.smrj.go.jp/>
 トップページ上部バナーの「創業・ベンチャー支援」をクリック！
 「創業補助金」に関するご案内をご覧ください。

「認定支援機関」とは

○【認定支援機関】とは、地域の金融機関や公的支援機関、税理士・公認会計士や弁護士、中小企業診断士など 国の認定を受けた機関で、「ちいさな企業」の【身近な相談窓口】です。(※認定支援機関の一覧は、中小企業庁ホームページに掲載されています。)



<http://www.chusho.meti.go.jp/>

←中小企業庁トップページのバナーをクリック！
 「経営革新等支援機関一覧」をご覧ください。



「ミラサポ」からも
 ご覧になれます